三　仕向港の定まつている船舶にあつては、仕向港
四　船舶の喫水
五　通報の時点における船舶の位置

（非常災害発生周知措置がとられた際の海上保安庁長官による情報の提供）

第二十三条の六　法第三十四条第一項の規定による情報の提供は、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、ＶＨＦ無線電話により行うものとする。

2　法第三十四条第一項の国土交通省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一　非常災害の発生の状況に関する情報
二　船舶交通の制限の実施に関する情報
三　船舶の沈没、航路標識の機能の障害その他の船舶交通の障害であつて、指定海域内船舶の航行の安全に著しい支障を及ぼすおそれのあるものの発生に関する情報
四　指定海域内船舶が、船舶のびよう泊により著しく混雑する海域、水深が著しく浅い海域その他の指定海域内船舶が航行の安全を確保することが困難な海域に著しく接近するおそれがある場合における、当該海域に関する情報
五　前各号に掲げるもののほか、指定海域内船舶が航行の安全を確保するために聴取することが必要と認められる情報

（非常災害発生周知措置がとられた際の情報の聴取が困難な場合）

第二十三条の七　法第三十四条第二項の国土交通省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一　ＶＨＦ無線電話を備えていない場合
二　電波の伝搬障害等によりＶＨＦ無線電話による通信が困難な場合
三　他の船舶等とＶＨＦ無線電話による通信を行つている場合

第三章　危険の防止

（許可を要しない行為）

第二十四条　法第三十六条第一項ただし書の国土交通省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～四　（略）

（許可の申請）

第二十五条　法第三十六条第一項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書二通を当該申請に係る行為に係る場所を管轄する海上保安部の長を経由して管区海上保安本部長に提出しなければならない。

一～七　（略）
八　法第三十六条第一項第一号に掲げる者にあつては、次に掲げる事項
　イ・ロ　（略）
九　法第三十六条第一項第二号に掲げる者にあつては、当該行為に係る工作物の概要

2　（略）

（届出を要しない行為）

第二十六条　法第三十七条第一項ただし書の国土交通省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～三　（略）

（新設）

第三章　危険の防止

（許可を要しない行為）

第二十四条　法第三十条第一項ただし書の国土交通省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～四　（略）

（許可の申請）

第二十五条　法第三十条第一項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書二通を当該申請に係る行為に係る場所を管轄する海上保安部の長を経由して管区海上保安本部長に提出しなければならない。

一～七　（略）
八　法第三十条第一項第一号に掲げる者にあつては、次に掲げる事項
　イ・ロ　（略）
九　法第三十条第一項第二号に掲げる者にあつては、当該行為に係る工作物の概要

2　（略）

（届出を要しない行為）

第二十六条　法第三十一条第一項ただし書の国土交通省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～三　（略）